### Short report [001]

緊急シンポジウム 日本人とコツメカワウソのつきあい方を考える ~課せられる規制制度とその対応~

日付:2019年11月3日

時間:13:00-15:30

場所:東京大学、東京

内容:

Part 1. AOCSJ 代表挨拶

協会発足とシンポジウム開催の趣旨 について

Part 2. 報告

1. カワウソにかかる新たな種の保存 法の規制内容について

佐藤大樹氏 (環境省野生生物課)

2. 日本におけるカワウソ取引の現状 と管理体制

北出智美氏(TRAFFIC JAPAN)

3. 改正動物愛護法施行へ向けた動き と展示動物

東さちこ氏 (PEACE)

4. 日動水におけるコツメカワウソの 管理手法とその現状

伊藤咲良氏(よこはま動物園ズー ラシア)

Part 3. 報告者全員によるパネルディ スカッション

#### 岡元友実子,事務局長/AOCSI

2019年10月1日、日本における カワウソ保全活動をより推進するた め、日本の研究者たちにより日本ア ジアカワウソ保全協会(Asian Otter Conservation Society of Japan, AOCSJ)が設立されました。 我々が取り組む課題の中で、ペット として飼育されるコツメカワウソに 関わる問題は最も深刻なものの一つ であり、8月の CITES (ワシントン 条約)付属書ランクの変更により、 種の保存法に基づき 11 月 26 日より 飼育個体に対する規制制度が開始し ます。そのため、本協会はこの新た な規制制度について多方面から議論 を行い、そして一般にも広くこの現

状について啓蒙を行うため11月3日

に緊急のシンポジウムを開催いたし ました。当日は複数メディア記者の

方々を含む55名の方々に参加いただ

きました。

詳しい発表内容については、以下のようになります。

# 1. カワウソにかかる新たな種の保存 法の規制内容について

佐藤大樹氏 (環境省野生生物課) まず、環境省の佐藤氏からは今回の メインテーマであるカワウソに新た にかかる種の保存法の規制内容につ いて詳しく紹介いただきました。こ の国内法改正の根拠となる国際条 約、CITES の概要をふまえた上で、 今後コツメカワウソ、ビロードカワ ウソの生体にどのような規制がかか るのか詳しい説明がありました。重 要な点としては、個体の売買だけで なく、貸す・借りる・あげる・もら うという行為全てが規制対象となる ため、ペットショップに預けるなど にも個体の事前登録が必要となり、 販売・頒布目的の陳列や広告も規制 されることになります。ただし、単 純所持(飼育)は規制対象行為では ないことから、規制前から飼育して おり誰とも受け渡し等の行為がない 場合、全く登録は必要にならないと いう点には留意せねばいけません。 また登録に必要な事項についても説 明があり、個体のマイクロチップ挿 入が必須である他、登録後の有効期 間は5年間、有効期限ごとに更新を 受ける必要があります。そのため、 今後カワウソを国内で売買する際に は、その個体の登録番号・登録年月 日・登録有効期間の満了日を示して 広告する必要があります。そして最 後に、これら規制に違反した場合の 罰則についても紹介がありました。

# 2. 日本におけるカワウソ取引の現状 と管理体制

北出智美氏(TRAFFIC JAPAN) 次に、TRAFFIC JAPAN より北出氏 から日本のカワウソ取引の現状と管 理体制について発表いただきまし た。まず日本の密輸現状として、 2016-2018年の間におきた密輸事件 でのべ47頭のカワウソが押収されて おり、日本人逮捕者は6名に登りま す。そのため 2018 年 10 月に発表さ れた緊急レポートから、商業目的と しては9割がコツメカワウソを対象 としていること、2016-2017年の2 年間でも25頭が輸入されており、同 時期は動物園・水族館でも人気の高 まりからか 19 頭が輸入されているこ とが明らかとなりました。そしてそ のネットを中心とする販売形態や一 頭 80-162 万と高額で取引される実態 が判明し、カワウソカフェの増加や 動物園・水族館出身の個体が業者を 介して販売された件も指摘されまし た。またこのようなカワウソブーム とも呼べる過剰な人気を引き起こし た経緯として、SNS が大きな要因で あるといえます。さらに最後に種の

保存法によって開始される規制の課 題についても挙げられ、最も焦点と なる登録審査の精密性については、 規制前に密輸された個体が正規個体 として登録されたり、今後密輸個体 が既存個体の親子などと偽って登録 されないように、その登録条件とし て DNA 親子鑑定などの科学的な証 明を求めるなど審査の厳格化を求め るものです。そのため、TRAFFICか らの提言をまとめると、現法律の施 工にあたっては登録の厳格化と周 知、そして長期的には合法に取得さ れた個体だけが登録の対象となるよ うな明確な規定に変更することが望 ましいとの内容でした。

# 3. 改正動物愛護法施行へ向けた動き と展示動物

東さちこ氏 (PEACE)

そして、PEACEの東氏からは、改正動物愛護法施工へ向けた動きと展示動物についての説明がありました。まずはペットショップで不適切な環境で飼育されているコツメカワウソの例がいくつか紹介されました。このような劣悪な環境でカワウソが飼育されている場合、行政は動物愛護法によって改善を指導することがです。そして動物愛護法は前述の種の保存法と関係あることが

明記されており、今後の改正以降は 違反した業者は5年間営業停止とな ります。さらに第一種動物取扱業の 登録基準も厳しくなりますが、犬猫 以外の動物にはどこまで厳しくでき るかが焦点となります。また動物愛 護法の改正時に付帯決議があり、野 生動物の飼養については限定的で飼 育管理基準のあり方について検討 し、措置を講ずるというものです。 違法取引自体が動物福祉の観点から 著しく反する方法で行われているこ とから、今後野生動物のペット飼育 を誘発するカフェ・ふれあい等が実 質できないくらい厳しい規制を実現 することが望ましいとの内容でし た。

### 4. 日動水におけるコツメカワウソの 管理手法とその現状

伊藤咲良氏(よこはま動物園ズーラシア)

最後に、日本における動物園・水族 館の飼育実態として、日動水

(JAZA)でのコツメカワウソ管理と現状についてよこはま動物園ズーラシアの伊藤氏から発表いただきました。まず JAZAで飼育されているカワウソ類のうちコツメカワウソは管理種であり、その管理種では血統登録、計画管理に加えガイドライン作成や飼育指導、調査研究も行うとのことでした。そして、CITES 付属書

Iに指定された種が国内移動する際のプロセスに加え、JAZA全体で飼育する園館数と個体数の紹介があり、現在は約50施設で250頭を飼育していることが明らかとなりました。またそのうち85%が国内繁殖個体となります。今後、JAZAでは遺伝的多様性を維持した個体群の形成、不明な生理生態解明に向けた調査研究および東南アジア域の園館との協力体制構築が望まれるとの内容でした。

## 報告者全員によるパネルディスカッ ション

最後に総括および議論の活発化のた め行われたパネルディスカッション では、参加者からの質問を基に講演 者からの詳細な説明がありました。 この中で挙げられた内容として、ま ずカワウソの譲渡では JAZA などの くくりは関係なく大臣の許可が必要 となること、東氏の発表にあった付 帯決議については、法的効力はない ため必ずしもこの内容が取り入れら れるとの保証はないとの説明があり ました。その他、DNA 親子鑑定には 具体的に何を用いることができるの かという質問については当協会理事 の和久氏から説明があり、血液や毛 根などが使用可能との回答を示しま した。今回はメインテーマが非常に 専門的な内容でありましたが、各発 表がある程度異なる観点からのもの

であったため、より広い視野で今回 の法規制改正について話し合うこと ができたと感じております。

今回のシンポジウムがコツメカワウ ソ問題改善に向け影響を与えること を望むと共にこれからも保全活動に 邁進して参ります。